

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量         | 鳥取情報ハイウェイの管理運営に係る業務 一式  |
| 2 契約方式             | 随意契約  |
| 3 契約日              | 平成19年4月1日   |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 財団法人鳥取県情報センター<br>鳥取市東町一丁目220  |
| 5 契約金額             | 71,574,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）   |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。<br>(政令第10条第1項第2号) |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県企画部情報政策課<br>鳥取市東町一丁目220  |